



平成 27 年 12 月 15 日  
総 務 部

## 本庁舎等整備に係る今後の検討の進め方について

### 1 主旨

本庁舎等の整備に関しては、第 3 回定例会以降、第 4 回定例会を通じて、区議会から様々なご意見をいただいたところである。いただいた意見を踏まえ、区議会、区民とともに創る本庁舎等の基本構想とするため、今後の検討の進め方を組み立てなおすこととする。

### 2 検討の進め方

#### (1) 基本構想（検討素材）のまとめ

- 1) 平成 28 年 2 月までに基本構想（検討素材）をまとめ、地方分権・本庁舎整備対策等特別委員会に報告する。
- 2) 基本構想（検討素材）では、本庁舎等整備の必要性、本庁舎等整備の基本的考え方、備えるべき機能、本庁舎等の規模、事業手法等について記載するとともに、庁舎の配置計画、総事業費については、複数案を例示して、議論の素材とする。

#### (2) (仮) 基本構想検討委員会（以下「委員会」という。）の開催

- 1) 平成 28 年 3 月以降、「委員会」を設置し、基本構想（検討素材）をもとにしながら、基本構想に盛り込むべき内容についての議論を行う。
- 2) 「委員会」は、災害対策、行政経営、建築等に知見を有する専門家に参画いただくとともに、区担当者のほか、公募等により選任した区民にも参加いただき、平成 28 年 7 月までの間に概ね 5 回程度開催する。
- 3) 「委員会」の議論の内容は、区のお知らせやホームページ等で広く区民に公開し、区民からご意見をうかがう機会もつくりながら、「委員会」の議論に反映する。
- 4) 「委員会」の議論の内容は、地方分権・本庁舎整備対策等特別委員会に逐一報告し、ご議論いただくとともに、議論の内容を「委員会」の議論に反映する。
- 5) 「委員会」は、庁舎の配置計画について結論をだすものではないが、複数案のメリット・デメリットについて、議論を深め、その内容を広く公表する。

#### (3) 基本構想（素案）のまとめ

- 1) 平成 28 年 8 月には、「委員会」の議論を踏まえ、基本構想（素案）をまとめ、9 月の地方分権・本庁舎整備対策等特別委員会に報告したうえで、パブリックコメントを実施するとともに、区民説明会を開催してご意見をいただく。

( 4 ) 基本構想 ( 案 ) のまとめ

- 1 ) 平成 2 8 年 1 1 月を目途に、いただいた区民意見を反映させた基本構想 ( 案 ) をまとめ、区議会の議論を経て、基本構想を策定する。
- 2 ) 基本構想は、基本構想 ( 検討素材 ) の内容をはじめ、庁舎の配置計画、総事業費等について、2 月以降の議論を反映させた内容とし、例えばフロア配置の際に重要視する点など、区として目指す新庁舎のコンセプトを明らかにする。

( 5 ) 設計事業者選定プロポーザルの実施

- 1 ) 策定した基本構想をもとに、設計事業者選定のためのプロポーザル実施要綱を定め、区の意向を的確に反映し、良質な庁舎を確実に実現できる設計事業者の選定プロセスに入る。
- 2 ) 本庁舎等の具体的な配置や形状については、選定された設計者の提案を受けて、基本設計を作成する中で、最終的に決定する。